

安田女子大学・安田女子短期大学個人情報の保護に関する細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（平成28年11月、個人情報保護委員会制定。以下「ガイドライン」という。）に則り、本学園の「個人情報の保護に関する規程」（以下「規程」という。）第5条から第9条までの規定に基づき、安田女子大学・安田女子短期大学（以下「本学」という。）が個人情報を取得、利用、保管、その他の取扱いを行うについて必要な事項を定め、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

2 本学における個人情報の取扱いに関しては、法律、ガイドライン及び「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成16年文部科学省告示第161号）その他関係法令及び規程（以下「関係法令等」という。）の定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において、「個人情報」、「要配慮個人情報」、「個人情報データベース等」、「個人データ」、「保有個人データ」及び「本人」の定義は、規程第2条に定めるとおりとする。

(責務)

第3条 本学は、規程その他本学の諸規定を遵守し、個人情報を保護する責務を負う。

2 第9条に定める統括管理責任者は、関係法令等及びこの細則の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定・実施するとともに、個人情報の管理について、これを総括する。

3 個人情報を取扱う教職員は、関係法令等及びこの細則を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、その管理する個人情報の正確性及び安全性の確保に努めなければならない。

4 個人情報を取扱う教職員は、業務上、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。教職員がその職を退いた場合にあっても同様とする。

(学術研究における適用除外)

第4条 この細則は、本学が学術研究の用に供する目的で個人情報及び個人データを取り扱う場合であって、次の各号に掲げる場合には適用しない（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(1) あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合として次に掲げるもの。

ア 本学が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

イ 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合として次に掲げるもの。

ア 本学が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

イ 本学と共同して学術研究を行う学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき。

(3) あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合として次に掲げるもの。

ア 個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき。

イ 本学と共同して学術研究を行う学術研究機関等へ個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき。

ウ 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術目的で取り扱う必要があるとき。

2 本学は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この細則を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第2章 個人データの安全管理

(大学個人情報保護委員会の設置)

第5条 本学に、本学の個人情報の保護に関する重要事項を審議し、学長及び第9条に定める副統括管理責任者に提言することを目的として、大学個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する全学的な基本的施策に関する事項
- (2) 各部署の第9条に定める部門管理責任者から個人情報の保護の取扱いに関して付議された事項
- (3) 本人から申立てのあった個人情報に関する苦情、相談のうち、審議の必要があると認められる事項
- (4) 情報の外部漏えい等の情報関連事故が発生した場合の一般的な処理・対応策に関する事項
- (5) この細則の業務執行状況の監査及び点検の結果、指摘された点のうち、審議の必要があると認められる事項
- (6) この細則の運用及び解釈等について生じた疑義に関して審議の必要があると認められる事項
- (7) その他、個人情報の保護に関する重要な事項

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 第9条に定める副統括管理責任者
- (2) 情報教育委員会委員長
- (3) 第9条に定める部門管理責任者
- (4) 情報システム課課長
- (5) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 委員は、学長が任命する。

3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に、委員長を置く。

5 委員長は、委員のうちから学長が任命する。

(委員会の運営)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 議長は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(大学個人情報保護管理者)

第9条 本学に、個人情報の管理に関する事務を総括させるため、大学個人情報統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 統括管理責任者を補佐するため、大学個人情報副統括管理責任者（以下「副統括管理責任者」という。）を置き、学長補佐をもって充てる。

3 個人情報を取り扱う部署に、大学個人情報部門管理責任者（以下「部門管理責任者」という。）大学個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

4 第3項に規定する部門管理責任者は、各学科長、各研究科長、各センター長、事務局長、事務局次長をもって充てる。

5 第3項に規定する取扱責任者は、事務局の担当課長をもって充てる。

6 部門管理責任者は、その所管する業務の範囲内における個人情報の適正な収集、利用、提供及び管理・保存並びに本人からの開示・訂正の請求に関し、この細則の定めるところに従い、適正に対処する責任を有する。

7 部門管理責任者は、個人情報の保護に関連する問題が生じた場合には、この細則の定めるところに従い、迅速かつ適切に対処するものとする。

(個人データの管理)

第10条 取扱責任者は、所管する部署の保有する個人データを適正に管理するため、次の事項を記録した個人データ管理台帳を作成し、所管の事務室に備え置く。

- (1) 個人情報データベース等の名称
- (2) 個人データから識別される本人の属性等

- (3) 個人データの項目
 - (4) 利用目的
 - (5) 取扱部署、責任者
 - (6) 個人データの保管期間
 - (7) その他必要な事項
- 2 取扱責任者は、個人データの取扱状況を確認するため、個人データ取扱記録簿を作成し、次の事項を記録するものとする。
- (1) 個人情報データベース等の利用・出力状況
 - (2) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持出し状況
 - (3) 個人データ等の削る・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）
 - (4) 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）
- 3 個人データの本学内での提供については、別途定める。
- 4 部門管理責任者は、定期的又は臨時に個人データの管理状況及び取扱状況を確認するものとする。
（物理的・技術的安全管理措置）

第11条 情報教育委員会及び情報システム課は、委員会と連携し、各部署が管理している個人データに関し、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 個人データを取り扱う区域の管理
 - (2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
 - (3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
 - (4) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
 - (5) アクセス制御
 - (6) アクセス者の識別と認証
 - (7) 外部からの不正アクセス等の防止
 - (8) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止
- 2 情報教育委員会委員長及び情報システム課課長は、個人データの物理面及び技術面における安全管理に関し責任を負う。
- 3 部門管理責任者は、その管理する個人データの物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置に関して、情報教育委員会委員長又は情報システム課課長に協力を要請することができる。

第3章 教育研修

（教育研修）

- 第12条** 副統括管理責任者は、委員会と連携して、個人情報の取扱いに当たるすべての教職員に対して、情報倫理意識を高揚し、個人情報の取扱いについての理解を深めるための啓発活動を計画し、定期的に必要な教育研修を実施する。
- 2 副統括管理責任者は、情報教育委員会委員長及び情報システム課課長の協力の下に、情報システム管理に従事する教職員に対し、個人情報に関わる情報システム管理、運用及びセキュリティ対策について必要な技術面に関する教育研修を実施する。

第4章 点検の実施

（点検）

- 第13条** 部門管理責任者は、その管理する個人データの記録媒体の保管状況及び保管方法等に関して、定期的に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を副統括管理責任者に報告する。
- 2 部門管理責任者は、次の各号に掲げる事項について点検する。
- (1) 組織的安全管理措置に関する事項
 - (2) 人的安全管理措置に関する事項
 - (3) 物理的安全管理措置に関する事項
 - (4) 技術的安全管理措置に関する事項

- 3 部門管理責任者は、個人データの技術的安全管理措置に関する項目の点検に当たっては、情報教育委員会委員長又は情報システム課課長に協力を要請することができる。
- 4 情報教育委員会委員長及び情報システム課課長は、本学の技術的安全管理措置の水準を維持するために、副統括管理責任者の同意を得て、個人情報保護体制構築の支援を専門とする第三者機関に、本学の技術的安全管理体制の評価及び個人情報保護体制構築のための支援を要請することができる。

第5章 個人情報の取扱い

(適正取得・適正利用)

第14条 本学は、適法かつ相当な手段により個人情報を取得するものとする。

- 2 個人情報を利用するにあたり、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発してはならない。

(個人情報の保有の制限及び利用目的の特定等)

第15条 本学は、個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するために必要な場合に限るものとし、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 本学は、利用目的を変更するに当たっては、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内でを行い、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(利用目的の通知又は公表)

第16条 本学は、前条第1項により特定した利用目的は、あらかじめ公表することを原則とするが、やむを得ない場合は、取得後速やかに本人に通知、又は公表するものとする。

- 2 本人から直接書面（CD、録音テープ、web入力等を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得するときは、規程第5条第4項の各号に規定する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(個人データの適正管理)

第17条 部門管理責任者は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

- 2 部門管理責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(個人データの情報漏えいへの対応)

第18条 取扱責任者は、個人データの漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに部門管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた部門管理責任者は、統括管理責任者に報告しなければならない。統括管理責任者は、理事長に報告するとともに、速やかに対応について協議し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 3 個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして国の個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、国の個人情報保護委員会及び文部科学省に対し、事実関係及び再発防止策等の報告をする。

- 4 前項の報告が必要な場合は、事案について適切に本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(個人データの外部委託)

第19条 本学が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を外部業者等に委託する場合には、個人データを提供することができる。

- 2 前項の場合、本学は、委託された当該個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 3 前項の監督のため、本学は、委託先の選定に当たって、委託先の業務・管理体制、規程整備等の状況の確認（必要に応じ個人データの取扱場所での現地確認等）をし、個人データの安全管理措置が十分になされることを確認するものとする。

- 4 第2項の監督のため、委託先と締結する委託契約に、規程第20条第2項の規定に基づく事項を盛り込むものとする。

- 5 その他の規定は、規程第20条の規定を準用するものとする。

(個人データの第三者提供の制限)

- 第20条** 本学は、規程第6条第3項の各号に規定する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、その管理する個人データを第三者に提供し、又は利用目的以外の目的のために自ら利用してはならない。前段の規定は、本学では個人データに該当しないものの提供先において個人データとなることが想定される情報についても適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、統括管理責任者の承認を得て、国の個人情報保護委員会へ届け出たとき（以下「オプトアウト」という。）は、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 学園の名称、住所、理事長の氏名
 - (2) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (3) 第三者に提供される個人データの項目
 - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (5) 第三者への提供の方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
 - (7) 前号の本人の求めを受け付ける方法
 - (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 前項の規定は、次に掲げる事項については、適用しない。
- (1) 要配慮個人情報
 - (2) 偽りその他不正の手段により取得された個人データ
 - (3) 他の個人情報取扱事業者からオプトアウト規定により提供された個人データ（その全部又は一部を複製・加工したものを含む。）
- 4 次に掲げる各号の場合は、第三者提供に該当しない。
- (1) 第19条の規定による委託に伴って個人データを提供する場合
 - (2) 規程第21条の規定による共同利用に伴って個人データを当該特定の者に提供する場合
 - (3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合
- 5 本学は、当該提供先において、個人データの提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい及び盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について、提供先と契約書を締結するなど、適切な措置を講ずるものとする。

第6章 開示請求、訂正、利用停止等

（保有個人データの本人への周知）

- 第21条** 本学は、保有個人データに関し、次に掲げる事項をホームページ等に掲載し、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。
- (1) 学園の名称、住所及び理事長の氏名
 - (2) 全ての保有個人データの利用目的（規程第5条第4項第1号、第2号に該当する場合を除く。）
 - (3) 保有個人データの利用目的の通知請求（規程第26条）、開示請求（規程第27条）、訂正等の請求（規程第28条）、又は利用停止等の請求（規程第29条）に応じる手続（請求等に係る手数料を含む。）
 - (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
 - (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情や問い合わせの申出先
（利用目的の通知請求）
- 第22条** 本人は、本学に対し、自己に関する保有個人データの利用目的の通知を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。
- 2 前項の請求は、学生証、職員証、身分証明書、代理権を有することを証明する書面等により本人又は代理人であることを明らかにし、保有個人データ開示・停止等請求書（規程第30条第1項別記様式第1号）を副統括管理責任者に提出するものとする。
- 3 副統括管理責任者は、第1項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく利用目的を通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第2号の規定により保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 規程第5条第4項第1号、第2号に該当する場合

4 副統括管理責任者は、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(保有個人データの開示請求)

第23条 本人は、自己に関する保有個人データについて、当該保有個人データを管理する副統括管理責任者に対して開示請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

2 前項の請求は、前条第2項に定める手続に準じて行うものとする。

3 副統括管理責任者は、本人から保有個人データの開示を請求されたときは、請求内容の確認を行い、本人確認をした上で、当該保有個人データを遅滞なく開示するものとする。

4 副統括管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、統括管理責任者の同意を得て、本人から開示請求のあった当該保有個人データのすべて又は一部を開示しないことができる。この場合において、副統括管理責任者は、当該個人にその理由を文書により通知し、質問等があったときは適切に対応するものとする。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

5 副統括管理責任者は、開示を求められた保有個人データの全部又は一部の開示につき、必要に応じて、委員会に付議し、意見を聴くことができる。

6 開示の方法は、電磁的記録の提供による方法、その他国の個人情報保護委員会規則で定める方法のうち、本人が請求した方法による。ただし、当該方法による開示が困難である場合は、当該保有個人データの記載されている文書の写し（電磁的記録の場合は、これをプリントアウトしたもの）の交付等、その他の適宜な方法をもって開示することができる。

7 副統括管理責任者は、保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(保有個人データの訂正等)

第24条 本人は、本学に対し、自己に関する保有個人データの内容が事実でないときは、その内容の訂正、追加又は削る（以下「訂正等」という。）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

2 前項の請求は、第22条第2項に定める手続に準じて行うものとする。

3 副統括管理責任者は、第1項の請求を受けた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

(保有個人データの利用停止等)

第25条 本人は、本学に対し、自己に関する保有個人データが次のいずれかに該当する場合は、その利用の停止、消去又は第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

(1) 規程第6条の規定に違反して目的外利用されているとき。

(2) 不正の手段により取得されたものであるとき又は不適正な方法により利用されているとき。

(3) 規程第8条の規定に違反して要配慮個人情報が取得されているとき。

(4) 第20条又は規程第23条の規定に違反して第三者に提供されているとき。

(5) 本学が利用する必要がなくなったとき。

(6) 漏えい、滅失、き損等の事態が発生したとき。

(7) 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとき。

2 請求の手続については、前条第2項の規定を準用する。

3 副統括管理責任者は、第1項の請求を受け、その請求に理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため、これに代わるべき措置をとることができる。

4 副統括管理責任者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するもの

とする。

第7章 苦情及び相談への対応

(苦情及び相談の申立て)

第26条 本人は、個人情報の取扱いに関する事項について、苦情及び相談がある場合、部門管理責任者に対して、申立てをすることができる。

(苦情及び相談への対応)

第27条 本学は、個人情報の取扱いに関する苦情を迅速かつ適切に処理するため、苦情及び相談のための対応窓口を設置する。

2 前項に規定する窓口は、原則として、部門管理責任者とする。

3 庶務課に総合対応窓口を置き、本学ホームページなどにおいて周知する。総合対応窓口に寄せられた苦情及び相談は、速やかに関連各部署に連絡するものとする。

4 部門管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談の申立てがあった場合、その内容を明記した文書をもって副統括管理責任者に報告する義務を負う。

5 副統括管理責任者は、苦情及び相談のうち、その内容により委員会に審議を要請することができる。委員会は、審議を必要と認めたときは、速やかに必要な調査を行い、審議する。

第8章 その他

(雑則)

第28条 この細則に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(個人情報管理の内規)

第29条 個人情報を管理する大学及び短期大学の各学科並びに事務局は、その管理する個人情報の保護に関し、適切に対応するため、原則として、この細則に準じて内規等を定めるものとする。

(細則の解釈)

第30条 この細則の運用及び解釈等について疑義が生じた場合は、委員会においてその解釈等を定める。

(細則の改廃)

第31条 この細則の改廃は、委員会の意見を尊重して学長が行うものとする。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。